

## 過年度における大気汚染防止法にかかわる法令違反について

日本製紙株式会社(社長:中村 雅知)は、釧路工場(北海道釧路市、工場長:中山 哲)、旭川工場(北海道旭川市、工場長:八巻 眞寛)において、ボイラー操業に関連して大気汚染防止法(電気事業法)にかかわる法令違反が発生していた事実を厳粛に受け止め、7月5日、本社に「ばい煙発生施設調査委員会」を設置し、他10工場\*を対象に緊急調査を実施しました。その結果、新たに4工場について、大気汚染防止法違反等があったことが判明しましたので、次のとおり、お知らせいたします。なお、現在は、全工場のボイラー操業について排出基準値内で問題のない操業を行っております。

当社の複数の工場において法令違反が発生し、地域の皆様をはじめ関係者の皆様にご迷惑・ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。また、今後は法令順守の意識を徹底し、二度とこのような不祥事を繰り返さないよう、全社を挙げて取り組んでまいります。

### 1. 経緯

- 7月2日 釧路工場にてボイラー法令違反に関し公表
- 7月4日 旭川工場にてボイラー法令違反に関し公表
- ” 本社・副社長から「ボイラー法令違反に関する緊急調査」を10工場\*に指示
- 7月5日 本社・副社長の指示により本社に「ばい煙発生施設調査委員会」を設置
- 7月5~9日 10工場\*に対して調査委員会による現地調査を実施

\*10工場:勇払、白老、石巻、岩沼、勿来、富士、伏木、岩国、小松島、八代

### 2. 調査結果

#### (1) 白老工場

設備	対象	排出基準値 (ppm)	最大値 (ppm)	超過時間(時間)			
				H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
7号ボイラー	NOx	190	213	0	9	19	0
9号ボイラー	NOx	180	273	0	230	3	0

上記基準値の超過、報告義務違反 (データ改ざんはなし)

#### (2) 富土工場

排出基準値(8号ボイラーの場合 SOx 523.6ppm)の超過はなし

県及び市との協議値(同 30ppm)に対する超過、県及び市への報告値及び連続式記録紙の改ざん

(3)岩国工場

設備	対象	排出基準値 (ppm)	最大値 (ppm)	超過時間(時間)			
				H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
5号ボイラー	NOx	210	317	9	12	5	0
7号ボイラー	NOx	180	243	361	3	10	0
	SOx	388	1	0	1	0	0
8号ボイラー	NOx	130	201	40	8	14	0
9号ボイラー	NOx	210	230	2	1	1	0

上記基準値の超過、報告義務違反 (データ改ざんはなし)

1 チャートレンジ超過のため最大値不明(レンジ 200ppm)

(4)八代工場

設備	対象	排出基準値 (ppm)	最大値 (ppm)	超過時間(時間)			
				H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
5号ボイラー	NOx	150	180	4	0	5	0
8号ボイラー	NOx	190	210	4	0	0	0

上記基準値の超過、報告義務違反

県及び市への報告値及び連続式記録紙の改ざん

3. 再発防止に向けた取り組み

(1)法令を順守した操業

環境インターロックの導入、設備改善等の実施  
連続式記録紙及び日報の厳格な管理体制の確立

(2)全社的な法令順守の徹底

ばい煙発生施設調査委員会による徹底的な原因究明  
社員に対する法令順守の再教育

以上